

平成24年(2012年)1月17日



埼玉県報

第 2 3 5 5 号
平成 2 4 年 1 月 1 7 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [紙工芸備品の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [国道140号の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [国道140号の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第14号中訂正\(加須農林振興センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域支援ネット絆
- 三 代表者の氏名
小田嶋 ノリ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市戸塚三丁目七番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域包括支援センター事業の委託を受け、地域の高齢者及びその家族や地域の人々に対して、福祉及び介護の相談、支援に関する活動及びその事業に関わる活動を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク

三 代表者の氏名

武藤 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市鴻巣千百七十番地八

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者・自立困難な青少年等に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害者に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人川越PLUS
代表者の氏名
林 真太郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市小仙波町四丁目十六番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川越市を訪れる人及び川越市に暮らす人に対し、地域活性化に関する事業を行い、川越の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
紙工芸備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成23年11月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目54番地
- 5 落札金額
39,879,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年10月 7 日

告 示

埼玉県告示第五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたま資源防衛隊
- 三 代表者の氏名
竹 内 輝 彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町三丁目三十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、法人及び地域住民に対し、資源物回収事業を行い、廃棄物の減容化を推進することにより、地域環境の維持・向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

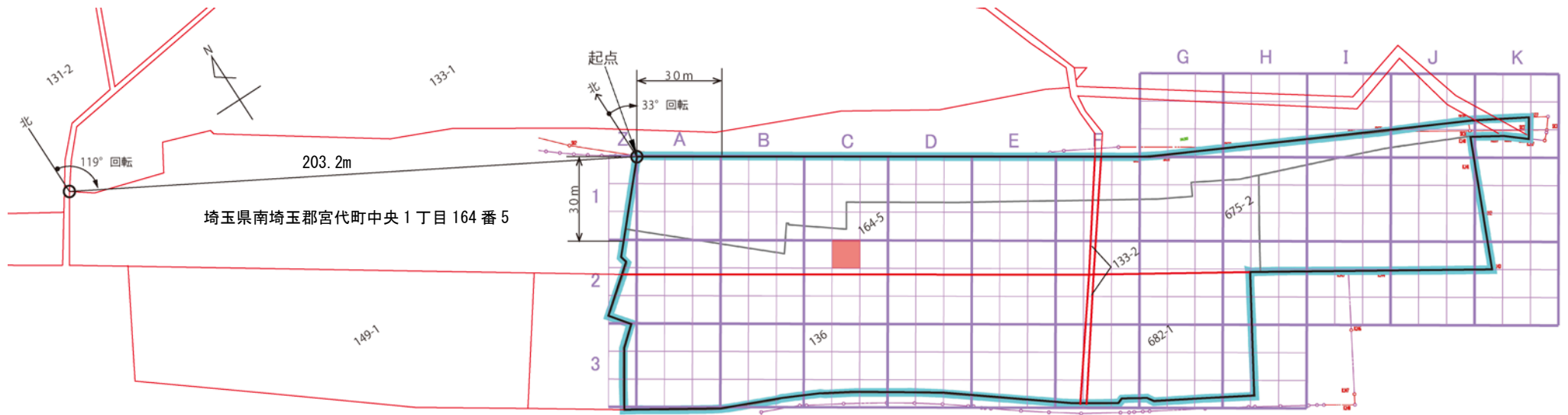
別図のとおり（埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目百六十四番五の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



【起点】


起点は、埼玉県南埼玉郡宮代町中央1丁目164番5の最北端の地点を支点に北方向から右方向に119°回転させたライン上の203.2m離隔地点*（調査対象範囲における最北端の地点）とする。


*：離隔距離の算定は測量図に公図を重ねたCAD図面上での計測による

【格子の回転角度】

33°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 要措置区域

 土壤汚染状況調査対象範囲

告 示

埼玉県告示第五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目百三十三番二の一部、百三十六番の一部、百六十四番五の一部、六百七十五番二の一部、六百八十二番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物



【起点】


起点は、埼玉県南埼玉郡宮代町中央1丁目164番5の最北端の地点を支点に北方向から右方向に119°回転させたライン上の203.2m離隔地点*（調査対象範囲における最北端の地点）とする。


*：離隔距離の算定は測量図に公図を重ねたCAD図面上での計測による

【格子の回転角度】

33°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

 土壤汚染状況調査対象範囲

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	深 谷 市 小 前 田 字 南 町 一 〇 三 三 番 一 地 先	区 間
一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 二 ・ 八 〇 〇	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
一 三 ・ 五 〇		延 長 (メ ー ト ル)
歩 道 拡 幅 (交 通 安 全) 工 事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一般国道百四十号	路線名
深谷市小前田字南町一〇三三番一地先 から同市小前田字南町一〇三三番一地 先まで	供用開始の区間
平成二十四年一月十七日	供用開始の期日
延長一三・五〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十二月十二日

指令川建セ第二三〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成二十四年一月十三日

川建セ第二三〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下里字松木一四五五番二の一部、一四五五番三の一部、

一四五五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字増尾四三七番地一

セードル小川A棟一〇二号

安藤 典年

正 誤

埼玉県告示第十四号（平成二十四年一月六日）中訂正

ページ 行

一 前から十一

誤

久保田 榮 一

正

久保田 榮 一